# 令和7年4月1日以降に取り組んだ事業が対象

# 事業所省エネ化促進支援事業

# 1. 目 的

原油価格高騰等の影響を受ける市内事業者の長期的な固定費削減のため、省エネルギー機器の導入や断熱効果の高いリフォームを行う市内事業者に対し、その整備に要する経費の一部を補助します。

## 2. 申請期間

令和7年6月2日から予算額に到達するまで

### 3. 概 要

補助 対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する事業者		
7 5 5 5 7 7	実施する事業によって、補助対象となる要件が異なります。 機器購入費、設置工事費・リフォーム工事費等が補助対象経費となります。  ① 既設のエアコン・照明器具・電球・冷蔵庫・冷凍庫を省エネ機器に入替える事業		
	※ 家庭用エアコンの場合は 10 年間以上使用していること		
	※ 照明器具・電球は <u>非 LED から LED への入替え</u> のみを対象とする		
	以下の <u>すべて</u> を満たすこと ア 自己が使用している市内事業所に設置すること		
	イ 入替え前の機器に比べて、省エネ化が図られる入替えであること		
	ウ 新たに設置する機器が、下記の省エネ基準のいずれかを満たしていること (1) 経済産業省資源エネルギー庁の定める「統一省エネラベル」の		
<u>「省エネ基準達成率」100%以上</u> であること 補助対象 (2) 業務用パッケージエアコンは、「2015 年度省エネ目標基準達成商品」又は			
			要件
	② 断熱効果の高いリフォームを行	う事業	● 第二名標準連邦 医育エネルギー用的3年 131% 131.0 in/w
	以下の <u>すべて</u> を満たすこと ア 自己が使用している市内事業所のリフォームであること イ 壁・床への断熱工事、ペアガラス設置工事、 二重サッシ設置工事、ウレタン吹付工事等 ※ リフォーム前後で施工したことが視覚的に分かるものであること		
	( 例:ガラスにフィルムを貼る、ガラスコーティングをする等は対象外 )		
	【 注意点 】 ア <u>過去に「十日町市事業所省エネ化促進支援事業」</u> 及び <u>国県等の補助事業等</u> で		
	導入したものの入替えは対象外 イ 施設の <u>新設・増設</u> にかかるものは除く		
交付額	事業内容 <ul><li>①既設の機器を省エネ機器に入替える事業</li></ul>	補助上限額 50 万円	補助率 (消費税分を除く)

#### ア 令和7年4月1日以降実施の事業が対象となります。

- イ ①、②ともに要件を満たせば、併用することも可能です。 ただし、<u>同一事業者による申請は同一年度2回を限度</u>とします。
- ウ 補助上限額は、①・②それぞれに定める通りとし、①と②を併用する場合は、 <u>総額 100 万円</u>を補助上限額とします。
- エ <u>令和8年2月28日までに</u>購入・設置工事まで完了し、<u>実績報告書兼請求書を提出するこ</u> と。
- オ 機器の購入・設置、リフォーム工事は、<u>市内に本社又は営業所がある事業者への発注</u>とします。

ただし、納期・工期等の事情により、期間内に事業が完了できない場合は、その限りでは ありません。

- カ 最低事業費は10万円とします。
- キ 実際にかかった金額が、申請時の金額から変わった場合、「補助金変更承認申請書」の 提出が必要です。
- ク 他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますので、補助金を併用する場合は、事前に補助機関にご確認ください。

#### 4. 申請方法

注意点

- (1) 申請書類等の入手方法
  - ① 十日町市ホームページからダウンロード https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/sangyokankobu/sangyoseisakuka/1/gyomu/9387.html

#### (2)申請方法

下記の書類を揃えて提出してください。



<市HP>

- ・申請書 (様式第1号)
- ·事業計画書(別紙1)
- ・補助対象事業の見積書
- ・補助対象事業が補助要件を満たすことを確認できるもの(統一省エネラベル・カタログ等)
- ・既設機器又はリフォーム前の状況を確認できる写真
- ・納税証明書 ※本庁 税務課・各支所 地域振興課にて有料(350円)で発行します。

#### (提出先)

〒948-8501

- 十日町市千歳町3丁目3番地
- 十日町市役所 産業政策課

#### 5. 補助金交付までの流れ

- (1) 購入機器・リフォーム工事の見積書を入手し、申請書に必要な書類を添付して提出してください。
- (2) 申請を受付けた後、内容を審査し「交付決定通知書」を送付します。
  - ※「交付決定通知書」が届き次第、機器の購入・リフォーム工事を始めていただいて構いません。
- (3)補助事業を実施後、「実績報告書兼請求書」を提出してください。(① 請求書 ② 領収書 ③ 施工中・ 後の写真の添付が必要です。)
- (4) 内容を審査し、概ね2週間程度で指定口座へ振込みます。



お問合せ先:十日町市産業政策課 産業振興係(025-757-3139)